

千葉市中央区選挙管理委員会告示第17号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の住所及び氏名並びに職務を行うべき日は、別紙のとおりである。

令和4年6月22日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦
(別紙省略)